

(別紙1)

【業務番号1】化審法用途確認等業務

1. 評価事項

- ①化学に関する一定の知識を有すること。
- ②大学等で理科系学部出身が望ましい。(できれば化学系(化学、薬学、農学)専攻)
- ③一定の英語力を有すること。(化学物質の英文情報の検索や、簡単な英文資料の作成など)
なお、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に関連する知識や勤務経験があることが望ましいですが、なくても構いません。

2. 募集人数

1名

3. 想定する業務内容

主に以下(1)～(4)の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性(例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等)があります。

- (1) 化審法に基づく中間物等(中間物、閉鎖系用途、輸出専用品)の特例申請の受理、事業者照会、確認審査、関係省庁との協議及び施行
- (2) 中間物等の確認事業者への立入検査の実施及び指摘事項に基づく指導
- (3) 関係する会議(審議会・検討会)の開催準備や資料作成
- (4) その他、上記事務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号2】化審法に基づく化学物質のスクリーニング評価・リスク評価・有害性情報収集実施業務

1. 評価事項

- ①化学やリスク評価に関する一定の知識を有すること。
- ②大学等で理科系学部出身が望ましい。(できれば化学系(化学、薬学、農学)専攻)
- ③化学物質の英文情報の検索や、簡単な英文資料の作成などができること。
なお、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に関する知識や勤務経験があることが望ましいですが、なくても構いません。

2. 募集人数

1名

3. 想定する業務内容

- 主に以下(1)～(5)の業務を想定しています。
- なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性(例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等)があります。
- (1) 化審法の一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価の実施(物質毎のリスク評価に資する暴露情報の収集、整理、分析)
 - (2) 化審法のリスク評価実施のための有害性情報の収集(公開情報の収集、事業者への情報提供依頼、有害性情報報告制度の対応)
 - (3) リスク評価実施や有害性情報収集に係る関係事業者及び業界団体との調整
 - (4) 関係する会議(審議会、検討会)の開催準備や資料作成及び、必要に応じそれらに関する調整
 - (5) その他、上記事務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号3】化審法問合せ対応・一般化学物質等製造数量等届出確認等業務

1. 評価事項

- ①化学に関する一定の知識を有すること。
- ②大学等で理科系学部出身が望ましい。(できれば化学系(化学、薬学、農学)専攻)
- ③英語を用いて簡単なメールのやりとりなどができること。

なお、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に関連する知識があることが望ましい。

2. 募集人数

2名

3. 想定する業務内容

- 主に以下(1)～(6)の業務を想定しています。
- なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性(例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等)があります。
- (1) 化審法に関する事業者からの問合せ対応(英文の場合あり)及び質疑内容の整理等
 - (2) 化審法に基づく製造数量等の届出者登録、届出書の受付・集計・分析、事業者への照会・確認等(一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質等)
 - (3) 化審法に基づく製造数量等届出事業者支援など
 - (4) 化審法に基づく届出情報を管理する新規システム開発への対応
 - (5) 第一種特定化学物質の管理に関する業務
 - (6) その他、上記事務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号4】化審法新規化学物質審査支援業務

1. 評価事項

- ①化学に関する一定の知識を有すること。
- ②大学等で理科系学部出身が望ましい。（できれば化学系（化学、薬学、農学）専攻）
- ③英語を用いて簡単なメールのやりとりなどができること。

なお、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に関連する知識があることが望ましい。

2. 募集人数

2名

3. 想定する業務内容

主に以下（1）～（4）の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性（例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等）があります。

- （1）化審法に基づく少量新規化学物質・低生産量新規化学物質の申出に係る業務（事業者からの照会対応、電子申出者の管理、申出書の受理・確認審査、施行、関係省庁との協議、申請・集計システム運用管理及び申出状況の集計・分析等）
- （2）申請・集計システム開発に係る補助業務
- （3）その他新規化学物質（中間物等）の申出に係る補助業務
- （4）関係する会議（審議会・検討会）の開催準備や資料作成
- （5）その他、上記事務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号5】化管法執行業務等事務処理及びGHS等に関する国際動向の情報収集等対応業務

1. 評価事項

- ①化学物質管理に関する基礎的な知識を有すること。
- ②大学等で理科系学部に相当する知識を有すること。化学系、生物系又は薬学系の専門知識を有することが望ましい。
- ③国際動向の情報収集等対応業務（英文メールによるコミュニケーションを含む）に対応できる一定の英語力を有すること。TOEIC 750点以上又はそれ相当の他の英語検定結果、英語圏での海外生活経験等を有することが望ましい。

なお、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に関連する知識や勤務経験があると好ましいですが、なくても構いません。

2. 募集人数

1名

3. 想定する業務内容

主に以下（1）～（5）の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性（例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等）があります。

- (1) 化管法（SDS(Safety Data Sheet)制度、PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)制度等）及びGHSに関する電話による問合せ対応やインターネット上の質問に対する回答作成、返信等
(主に、SDS制度、GHS関連を担当)
- (2) GHS、SDS制度の支援・周知活動に係る資料作成（例：各種パンフレットやGHS分類ガイドンス）
- (3) GHS等に関する国内会議等への参加、関係者との連絡・調整
- (4) GHS、化学物質の暴露等に関する国際会議（国連、OECD等）等に係る国内関係者との連絡・調整、関係者の意見のとりまとめ、関係文書の作成（英文を含む）
- (5) その他、化学物質管理に関する国際業務及び上記業務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号 6】化管法執行業務等事務処理及び調査研究事業マネジメント

1. 評価事項

- ①化学物質管理に関する基礎的な知識を有していること。
- ②大学等で理科系学部に相当する知識を有すること。化学系、生物系又は薬学系の専門知識を有することが望ましい。
- ③国際動向の情報収集等対応業務（英文メールによるコミュニケーションを含む）に対応できる一定の英語力を有すること。TOEIC 750 点以上又はそれ相当の他の英語検定結果、英語圏での海外生活経験等を有することが望ましい。

なお、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に関連する知識や勤務経験があると好ましいですが、なくても構いません。

2. 募集人数

1名

3. 想定する業務内容

主に以下（1）～（4）の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性（例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等）があります。

- (1) 化管法（SDS(Safety Data Sheet)制度、PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)制度等）及びGHSに関する電話による問合せ対応やインターネット上の質問に対する回答作成、返信等
(主に PRTR 制度関連を担当)
- (2) 化学物質のリスク評価・管理に係る調査研究事業のマネジメント
- (3) 化学物質リスク評価に関する国際会議（OECD 等）に係る国内関係者との連絡・調整、関係者の意見のとりまとめと関係文書の作成（英文を含む）
- (4) その他、化学物質管理に関する国際業務及び上記業務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号 7】フロン排出抑制法の執行・調査・調整等業務

1. 評価事項

- ①企業（化学系等の製造業であることが望ましい）の企画、法務、営業、または、関連する行政機関等での実務経験を有すること。
- ②大学等で理科系学部に相当する知識、または、それに類する知見（過去の職務において得られた知見等を含む）を有すること。
- ③年に数回程度の国内出張がある（土日にかかることもある）ため、これに対応できることが必要。
- ④インターネットやOSに関する基礎的な知識を有していること。

2. 募集人数

1名

3. 想定する業務内容

主に以下（1）～（4）の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性（例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等）があります。

- （1）フロン排出抑制法の執行に係る補助業務（外部からの問合せ対応・質疑応答内容の整理、立入検査の実施、法に基づく各種報告・申請・許認可（フロン類算定漏えい量報告、再生・破壊量報告、充填・回収量報告、フロン破壊・再生業者等の許認可等）に関する審査補助・書類作成・データ整理等）
- （2）フロン対策に係る各種情報収集・調査（統計、業界ヒアリング、実地調査）の補助業務
- （3）フロン対策に係る各種調整・事務補助業務（フロン対策業務に係る各種調整業務、関係会議（審議会・検討会）の開催準備や資料作成補助、旅費起案・データ入力等の事務補助業務等）（4）その他、上記事務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号8】国際条約・オゾン層保護法の執行・調査・調整等業務

1. 評価事項

- ①英文情報の検索や、簡単な英文資料の作成などができること。
- ②海外の行政機関や国際機関等とメールでコミュニケーションがされること。
- ③企業（化学系等の製造業であることが望ましい）の企画、法務、営業、または、関連する行政機関等での実務経験を有すること。
- ④大学等で理科系学部に相当する知識、または、それに類する知見（過去の職務において得られた知見等を含む）を有すること。
- ⑤インターネットやOSに関する基礎的な知識を有しており、特にエクセルフイルの各種機能を用いた統計分析ができること。
- ⑥ホームページの作成・更新等ができること。

2. 募集人数

1名

3. 想定する業務内容

主に以下（1）～（4）の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性（例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等）があります。

- (1) 国際条約・オゾン層保護法等の執行に係る補助業務（外部からの問合せ対応・質疑応答内容の整理、オゾン層保護法に基づく各種報告・申請・許認可に関する審査補助・書類作成・データ整理等）
- (2) 国際条約・国内法の執行に係る各種情報収集・調査（条約事務局への報告に必要な情報の集計、業界ヒアリング、実地調査等）の補助業務
- (3) 国際会議等への対応に係る事務補助業務（条約事務局サイトからの会議資料及び関連情報の収集、整理及び分析、関係文書の翻訳作成、事務局からの問合せへのメール対応、海外出張手続き等）
- (4) その他、上記事務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号9】オゾン層保護法の執行・調査・調整等業務

1. 評価事項

- ①企業（化学系等の製造業であることが望ましい）の企画、法務、営業、または、関連する行政機関等での実務経験を有すること。
- ②大学等で理科系学部に相当する知識、または、それに類する知見（過去の職務において得られた知見等を含む）を有すること。
- ③インターネットやOSに関する基礎的な知識を有しており、特にエクセルフアイルの各種機能を用いた統計分析ができること。
- ④ホームページの作成・更新等がされること。

2. 募集人数

1名

3. 想定する業務内容

主に以下（1）～（4）の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性（例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等）があります。

- （1）オゾン層保護法の執行に係る補助業務（外部からの問合せ対応・質疑内容の整理、立入検査の実施、オゾン層保護法に基づく各種報告・申請・許認可に関する審査補助・書類作成・データ整理等）
- （2）オゾン層保護法の執行に係る各種情報収集・調査（統計、業界ヒアリング、実地調査）の補助業務
- （3）各種調整・事務補助業務（オゾン層保護法関連業務に係る各種調整、関係会議（審議会・検討会）の開催準備や資料作成補助、旅費起案・データ入力等の事務補助業務等）
- （4）その他、上記事務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号 10】化学兵器禁止条約及び化学兵器禁止法にかかる国際検査・届出・申告対応等業務

1. 評価事項

- ①化学関連業界での勤務経験、化学物質とその合成に関する基礎的知識を有すること。なお、化学品製造工場での製造に関わる勤務経験があることが望ましい。
- ②数日～2週間程度／回の国内出張（月に1～2回程度、土日祭日にかかることもある）に対応できること（なお、個別の出張案件における状況や事情に応じて相談・調整も可能）。
- ③化学関係の英文資料の読み解きができること。また、過去の例等を参照して、英語を用いた定型的な文書の作成ができることが望ましい。

2. 募集人数

2名

3. 想定する業務内容

主に以下（1）～（4）の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性（例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等）があります。

（1）化学兵器禁止機関（O P C W）が国内化学工場に対して実施する国際検査対応業務（検査立会い・交渉、関係機関や事業者との連絡・調整、事業者等からの問合せ・相談対応、関連マニュアル・ウェブサイト整備等）

（2）化学兵器禁止法に基づく指定物質及び有機・特定有機化学物質にかかる届出・申告対応業務（届出内容確認・システム入力・照会対応、申告資料作成、化兵法届出管理システム運用等対応、事業者からの問合せ・相談対応、国際機関からの照会・調査対応、関連マニュアル・ウェブサイト整備等）

（3）年1回程度の関連する会議への対応（開催準備、資料作成・説明等）、立入検査関連手続等

（4）その他、上記に付随する業務

【業務番号 1 1】水俣条約及び水銀法に係る調査・調整・執行等業務

1. 評価事項

- ①水銀に関するマテリアルフローや、水銀使用製品の製造プロセス等に関する専門的知識を有すること。
- ②英文資料の読み解き及び作成ができ、国際会議等における他国代表団等との意見交換が可能な英語によるコミュニケーションの経験を有すること。
- ③化学物質管理に関する業務（法令遵守対応等）に係る業務に従事した経験を有すること。

2. 募集人数

1名

3. 想定する業務内容

主に以下（1）～（5）の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性（例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等）があります。

- （1）水銀に関する水俣条約関係の国際会議・交渉等に係る省内、関係省庁、外部関係機関及び業界団体との連絡・調整・取りまとめ、関係資料の作成（英文を含む）。
- （2）水銀に関する水俣条約締約国会議等における、政府機関、国際機関等との調整等
- （3）水銀に関する水俣条約締約国会議等における議論を国内法に反映させるための情報収集・分析等
- （4）上記（1）～（3）を踏まえた水銀による環境の汚染の防止に関する法律の執行（申請書類審査業務、問合せ対応等）及び企画・調整（制度改正等）
- （5）その他、上記事務に付随する業務や上司が指示する業務

【業務番号 1 2】化学物質管理関係国際対応業務

1. 評価事項

- ①大学等で理系学部出身であり、化学物質に関する専門知識を用いた業務（研究開発部門、レスポンシブル・ケア部門、化学物質管理法令対応部門、等）への従事経験を有すること。
- ②化学物質管理に関する国際会議関係業務（国際会議への参加や英語によるコミュニケーションを含む）に対応できる一定の英語力（TOEIC 750点以上又はそれ相当の他の英語検定結果、1年以上の英語を用いた業務経験、国際会議や国際学会等における発表等の経験、等）を有すること。
- ③海外出張が可能なこと。

2. 募集人数

1名

3. 想定する業務内容

主に以下（1）～（4）の業務を想定しています。
なお、業務内容については、業務状況等により変更する可能性（例えば、繁忙期に他の担当者の補助を行う等）があります。

- (1) 化学物質管理関係の国際会議・国際交渉等に係る省内関係課、関係省庁、外部関係機関及び業界団体との連絡・調整・取りまとめ、関係文書の作成（英文を含む）。
- (2) 上記（1）で取りまとめた内容や関係文書に基づき、国際会議等において、関係国政府機関、国際機関との交渉、調整等を実施。
- (3) 化学物質管理に関する国際会議・交渉等における議論を国内法規制に反映させるための情報収集・分析。
- (4) その他、上記事務に付随する業務や上司が指示する業務。